

すので、そのことについて私としてはこの場で指摘をしておきたいと思いますが、外務大臣、何かあればお答えいただきたい、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、ウクライナ情勢につきましては、法の支配を重視する日本として、ウクライナの主権あるいは領土の一体性を侵害するようなことについては看過できないという原則的な立場に立つて対応してきております。

この問題につきましては、外交的な努力によって平和的に解決するべきであるということで関係者に対して働きかけを行っておりますし、引き続きG7の連携は重視するということは再三強調しておりますし、そしてウクライナ自身の改革につきましても関係国と協力をしていく、これが我が国の立場であります。

そして一方、ロシアとの政治的な対話につきましては、欧米諸国も含めて重要性の認識が共有されていると思っております。我が国は、日ロ関係については我が国の国益に資するよう進めていかなければならないと思えますし、いずれにしましても、政治的な対話は引き続き大事にしていかなければならないと考えます。

○福山哲郎君 終わります。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋でございます。

一般質疑ということで、私の方は、安保法制が国会に提出をされ、それ以前に、国民の憲法を安倍政権が、安倍内閣がじゅうりんしたということでございますので、解釈改憲とこの安保法制の問題について追及をさせていただきます。

冒頭、今朝の朝日新聞にございまして、ちよつと資料の中に組み込めなかつたんですけれども、元内閣法制局長官宮崎礼壹さんという方のインタビューが載っております。

この法制局宮崎長官、元長官ですね、二〇〇六年から二〇一〇年まで、安倍内閣から鳩山内閣まで内閣法制局長官を務めたと書かれていますけれども、横島長官に伺います。宮崎長官が法制局長官であられたときに横島長官は恐らく法制局の第一部長であられたと思うんですけれども、第一部長として宮崎長官にお仕えしたということで間違いないでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 多分、二部長であつたかと思えます。

○小西洋之君 では、その次の山本長官の下で第一部長をやられていたんでしょうか。いずれにいたしましても、横島長官が元上司として仕えた方のコメントでございます。

法案に憲法違反の集団的自衛権行使が明示されているのは重大な問題だ。憲法違反の集団的自衛権行使というふうに言い切られております。政府

が一貫して説いてきた集団的自衛権行使は、他国防衛を本質とするものであつて、現憲法九条の下では認められないという解釈を根底から覆し、九条の規範性をなくす。米国の要請さえあれば際限のない海外での武力行使に道が開かれてしまう。

そして、武力行使の新三要件は、この要件がほとんど歯止めになっていないことは明白だ、このようにおっしゃられているところでございます。そして一番最後に、このような法案を大幅に会期延長を強行して成立させようというのは、国会審議として異常と言ふしかない、国民の覚悟と性根が問われているというふうにおっしゃっているところでございます。

横島長官、元上司として仕えられた長官が、あなたが行っている、お認めになっている昭和四十七年見解の読み直し、あれに基づく集団的自衛権の行使容認というのは憲法違反であるとおっしゃられていますけれども、この宮崎元長官とは異なる見解をお持ちだということではよろしいですか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） 御指摘のとおりでございます。

○小西洋之君 宮崎長官以外にも、かつての元長官の方々が世の中でいろいろ法律家の良心、またそれ以前としてのまさに内閣法制局長官、法の番人としての良心を持って発言をされております。そうした声が横島長官、かつて横島長官がそうで

あられたように、長官の今は部下である法制局の職員の方々は元長官の法制官僚としての矜持の發言に恐らく胸を打たれていると思います。部下の方々に自分の職場、自分の職責に対して誇りを失わせることなく、また、法制局、私の知る限り法制局の官僚の皆さんはある意味国土集団でございませぬので、あらゆる政治的な圧力、そうしたものはね飛ばして客観的な法の解釈を守るといのが法制局の官僚のあるべき姿ということ、私、かつて霞が関の官僚として教えをいただきました。そうした姿に長官も戻っていただけるようにお願いをさせていただきます。

ただ、これはお願いではなく、お願いと申しましたけど、そうしなければ長官の手によって憲法違反の戦争で自衛隊員が死に、日本国民が憲法違反の戦争で死んでいくことになるわけでございます。あなたは、繰り返し申し上げます、国会が定めた法制局設置法という法律に基づいて、政府の中の法の支配を守るために、年収三千万円以上のお給料をいただきながら勤務をなさっているわけでございます。あなたを任命した安倍内閣の、今霞が関でそのように呼ばれているそうですけれども、安倍総理の顧問弁護士として働くのがあなたの職責ではない。国会が定めた法律の使命に基づいて働くのがあなたの職責であるということをお聞き上げさせていただきます。

では、質問に入らせていただきたいと思っております。

先ほど、福山先生の質疑の中で、中谷防衛大臣が、これ、安倍総理と同じ見解をおっしゃっていて、尊敬する中谷大臣がそのようなことをおっしゃるのは私は本当に悲しい思いなんです。けれども、自衛隊員は命懸けで日々そうした職務に従事しているのです、新しい安保法制の下で集団的自衛権の行使を含め、そうした戦闘行為あるいは危険な任務に当たること当然のことであるというようなことをおっしゃっていただきたいと思いますけれども、今お配りしている資料の、いつものこのカラーの資料とはまた別の、専守防衛について書いた資料がございますけれども、その一番最後のページを御覧いただけますでしょうか。一番最後でございます。自衛隊員の服務の宣誓、これも何度も何度も委員会で取り上げさせていただいておりますけれども、中谷大臣に伺わせていただきます。

全自衛隊員が任官に当たって宣誓している、自衛隊法六十三条に基づいて行っている服務の宣誓、通称命の宣誓でございます。一番最後のところを讀み上げさせていただきます。「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」と書いております。つまり、いざ有事の際には命懸けで戦うと、そして国民の負託にこたえるということ

を誓っているわけでございます。

中谷大臣に伺います。この国民の負託、国民の負託というのはどういう意味でしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 国民の負託というのは、国民からそういうことを是非お願いしてほしいという希望や思いにこたえるということだと思います。○小西洋之君 長官、ほしいというそのお願いや希望というふうにおっしゃりましたけれども、ちよつとそういう言い方では少し足りないのかもしれないかもしれませんけれども、今せっかくなので答弁いただきましたので、それを踏まえて更に質問をさせていただきます。では、よろしいでしょうか、中谷長官。

集団的自衛権の行使、安倍内閣の解釈改憲によって生み出した集団的自衛権の行使、また今安保法制で立法化しようとしております。その集団的自衛権行使の戦闘に自衛隊員が戦ってほしいという国民からのお願い、希望はいつでもどこでもあつたんでしょうか。この命の宣誓にある国民の負託はいつでもどこで、国民の集団的自衛権の行使の戦闘で自衛隊員に戦ってほしいというお願いと希望はいつでもどこでどのようなものがあつたんでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣（中谷元君） 国民の命と幸せな暮らし、これを守るといふことは政府の最も重要な責務でございます。そういう意味において、政府として国民の命と幸せな暮らしを守るといふことだ

と思います。

○小西洋之君 もう一度伺います。

集団的自衛権の行使は今まで憲法違反でしたので、この服務の宣誓の冒頭「二行目、「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、」と書いていますけれども、今まで日本国憲法には存在しなかった武力行使ですね、その武力行使によって命懸けの戦闘をしてくださいという国民の願いと希望はいつどこでどういう内容のものが新たに、新たにですよ、今までなかった武力行使なんですから、いつどこで新たにそうしたものがあつたんですか、具体的に答弁ください。

○国務大臣（中谷元君） この委員会でも議論をされておりませんが、憲法九条から認められる基本的な論理、これによって国民の命と暮らしを守る、そのために政府として与えられた権限、権利に基づいて行動ができればというふうに思います。

○小西洋之君 基本的な論理というのは安倍内閣の行った閣議決定ですので、じゃ確認ですけれども、集団的自衛権の行使に命懸けの戦闘をしてほしい、してくださいという国民の願いとその希望というものは、安倍内閣の行政権の行使ですね、閣議決定。そして今、国会で安保法制を審議、強行されようとしていますけれども、内閣と国会の

そういう行為でしかないということでもよろしいですか。国民からの直接のお願いと希望はないというところでよろしいですか。

○国務大臣（中谷元君） やはり国民の命と幸福な暮らしを守るといふのは政府の責務でありますし、日本国民としてはそういうことは誰しも願っていることではないかと思えます。

○小西洋之君 私は、日本国民は、私も地元の千葉を活動する中で、自衛隊員の皆さんのその生活官舎たくさんあります。官舎に行けば子供たちの三輪車が置いてあります。ベランダには子供たちの服が干してあります。我々と同じ市民、我々と同じ仲間です。我々と同じ市民、同じ仲間が、ある日突然、内閣とあるいは国会の決めた閣議決定と法律だけで今まで禁じられていた戦闘行為で行って命懸けで戦うと。そんなことを、ああ、あの人たちは自衛隊員だから当たり前だと思ってしまう日本国民ではないと思えますよ、私は。そういう場合は国民の負託って何なんでしょうか。

私がさっきから伺わせていただいているのは、まさに解釈改憲が立憲主義に反するというその本質を伺わせていただいているんです。国民の負託というのは国民投票ですよ、主権者である国民の憲法改正の国民投票ですよ。国民投票によって、その中で本当に集団的自衛権というものが施策として必要なのか。また、その中で、まさに福山先

生が先ほど質問なさっていた、自衛隊員はもう間違ひなく戦死するんです。自衛隊員に戦死してもしなければならない。日本に武力攻撃が発生していない、発生しない、永久に発生することはなにかかわらず、自衛隊員に我々の代わりに死んでもらわなければならないのか。そのことを国民が考え抜いて決断をする、その決断の国民投票こそが国民の負託なんです。

大臣、そのように思われませんか。国民投票なく、この服務の宣誓の国民の負託というのが成り立つとお考えですか。

○国務大臣（中谷元君） 政府としては、国民の命と幸せな暮らしを守るということはその責務でありまして、それが実現できるようにいたしますし、また、国民は誰しもやはりこの国に生活をし、そして自分たちの命と幸せな暮らし、これはしっかり守っていただきたいというふうに思っているものだと思います。

○小西洋之君 私は先ほど、日本国民というのは自衛隊員に新たな武力行使によって自分たちのために死んでもらうことを政府や国会に任せるような、そういう国民ではないというふうに申し上げました。それが間違ひでないことをお示しさせていただきます。同じ資料の三ページですね、前から三ページを御覧いただけますか。

もうこれも何度も国会で取り上げてまいりましたけれども、憲法前文の平和主義、三つの平和主義があるというのが憲法前文には確立した政府の憲法解釈、安倍内閣でも変わりません。

横島長官に伺います。

下の憲法の前文がありますね、の一つ目の平和主義ですね、網掛けをしているところ。「日本国民は」、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあります。

二行目の「再び戦争の惨禍」、この戦争の惨禍というものです、これ政府の答弁がこの裏にも付けてありますけれども、この戦争の惨禍には、かつての戦争で亡くなつていった日本軍の兵士、日本軍の兵士の悲惨な、無残なあの死もこの戦争の惨禍として含まれる、もちろん日本軍の兵士です。それから職業軍人もいれば赤紙で徴兵でさらわれていった兵隊の皆さんもいるわけですが、日本軍の兵士の死もこの戦争の惨禍に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人（横島裕介君） まさに戦争の惨禍一般、具体の戦争を前提としたものでございませけれども、全てのまさに戦争の惨禍を指しているものと理解しております。

○小西洋之君 先ほどの宮崎元長官を見習つてき

ちんと答弁なさい。まあ一般というふうには、全ての惨禍とおっしゃったから、当然、元日本軍の兵士、一般市民、徴兵でさらわれた方々も含めて含まれるというふうに解させていただきますけれども。

であれば、中谷長官、よろしいですか。三月二十日、これを安倍総理に私は突き付けました、予算委員会。安倍総理はレッテル貼りだと言つて逃げまくりましたけれども、非常にひきような、卑劣な態度を、答弁を繰り返しましたけれども。私が聞いたのは、ここを、子供たちの義務教育の教科書ですね、覚えていらつしやると思いますが、これも、義務教育の教科書にこの言葉が載っているわけですね。そして、安倍総理にこのように伺いました、この教科書、自衛隊員の子供たちがこの教科書で習っています、その自衛隊員の子供たちに理解できるように、届くように説明してください。

政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、日本国民は、先ほど私が申し上げた私たち日本国民ですよ、そういう国民なんです、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。つまり、日本国民の国民主権は、ただの国民主権ではないわけですよ。過去の国家権力、我々国会も含みますよ、内閣や国会が起こした、あるいは軍部が起

こした、そうした戦争を二度と起こさせない、国家権力に二度と戦争を起こさせない、そのために天皇主権の国を改めて国民主権という原理を採択して、それに基づく憲法を作ったわけです。つまり、日本国民の国民主権は、ただの国民主権ではない、国家権力に二度と戦争を起こさせない、そのための、平和を守るための国民主権なんです。

であるならば、集団的自衛権の行使、これまで憲法にはないと歴代政府は言っていたものです、その新たな武力行使、一般的には戦争ですよ、今、横島長官が答弁なさいました、集団的自衛権の武力行使を行えば、自衛隊員は戦死するんですよ。自衛隊員の戦死もこの惨禍に入りますよ、当然、日本軍の兵隊たちが入るんです、当然、自衛隊員の戦死も入るんですよ。もちろん、集団的自衛権を行つて反撃を受けて亡くなる日本国民、それもこの戦争の惨禍ですよ。

よろしいですか、もう官僚のメモを見るんじゃない、よくお答えいただきたいんですけれども、では、中谷大臣に伺います。

まさに、憲法の平和主義は憲法九条の解釈をこそれは拘束します。国家権力が新しい戦争、武力行使を起こしてはいけないというふう書いてあるんです。これをやるためには、主権は国民に存する、そのための国民主権だと言っているんですから、主権の行使、つまり国民投票をしなければい



内閣に、我々国会に対して命令しているわけですから、そのことをよく御認識をいただきたいというふうなふうに思います。

では、昭和四十七年見解のこの読み直しの方に議論を進めさせていただきたいと思えます。

これももう何度も取り上げさせていただいておられますけれども、このカラーの資料一枚目をめくっていただきまして、外国の武力攻撃という言葉が裸で書かれている、我が国に対するというふうには書かれていないと。だから、我が国に対する以外に同盟国等に対する外国の武力攻撃ということも読めるんだ、読んでいいんだというふうな考へて憲法九条解釈の基本的な論理なるものを捏造して、その下に新三要件を導き出したというのが解釈改憲の構図というものでござります。

まず国家安保局に事務的なことを伺わせていただきますけれども、昨日レクを要求したことなんでしょうけれども、よろしいですか。

昭和四十七年政府見解以降に、憲法九条において限定的な集団的自衛権が許容されている旨を明示した国会答弁あるいは政府見解文書などがありますでしょうか。あれば具体的に明示していただきたいと思うんですけれども、ありませんでしょうか。昨年の七月一日以前ですね、閣議決定以前まで。

○政府参考人（前田哲君） お答えいたします。

そのようなものはないと承知しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

既に、さきに、昭和四十七年政府見解以前にも、そういう限定的な集団的自衛権が憲法九条によって許容されているということを明示した国会答弁や政府見解は一つもないというふうに言っております。前にもなくて、今答弁いただいたように後にもない。つまり、あるというふうには安倍内閣の方が言っているだけなんですけど、これだけなんです。昭和四十七年見解しかないわけです。

つまり、この昭和四十七年見解が限定的な集団的自衛権を法理として認めていると読めなければ、安倍内閣の解釈改憲というのはいまその瞬間、根っこから倒れるわけです。安保法制も全部倒れる。国民の憲法をじゅうりんしたわけですから、当然内閣は総辞職です。アメリカの議会であのような従属演説をなさっているわけですから、私は従属演説だと思っている、日米安保の価値を安売りしていると思っておりますけれども、当然、その国際責任も取って総辞職。二か月後にはそういう火の海の世界が現れると私は思っていますけれども、そうでなければ日本は法治国家ではないと思えますけれども。

では、これ国会で取り上げ、もう何度もこの委員会でもやらせていただいたことですが、もう一度中谷大臣に、その読み直しが本当にできるのか、

できるわけがないというふうに思いますけれども、できないんじゃないかということを確認をさせていただきます。

この資料の三ページをおめくりいただけますでしょうか。吉國長官の議事録ですね。政府が昭和四十七年政府見解を作るきっかけになった、作る約二、三週間前ですけれども、に行った参議院の決算委員会での議事録です。この議事録自体も既に御紹介をさせていただきました。

真ん中、下の方に「外国の侵略に対して」という太い文字がありますけれども、この辺りから進めさせていただきましても、局面というのは外国の侵略が日本に発生しているときです。「外国の侵略に対して」、「外国の侵略」、もう一つ言葉がありますけれども、その外国の侵略が防げなかった、その侵略が現実起こった場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている

状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなったわけでございます。そうなったわけというのは、海外派兵は、つまり集団的自衛権の行使はできるのかという質問ですので、できないというふうに答えているわけですね。

中谷大臣に伺わせていただきます。

これは昭和四十七年見解の、安倍内閣の皆さんが行った、中谷大臣は着任前ですから大臣には罪はないわけです。大臣は官僚の皆さんにだまされているわけです。そんな読み直しが絶対できないというもう核心中の核心の部分です。よろしいですか。

この「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる」、四十七年見解、また七月一日の閣議決定、新三要件の文言ですね、前回申し上げましたけど、ここで初めて出ているんですね。日本の議会でこの言葉は一度も言われたことがないんですね。ここで初めて言われたことを四十七年見解に盛り込んでいるんですね。

そうすると、その下の灰色、書いてるところですけれども、その生命などが根底から覆されるというのは、論理の流れからすると、外国の侵略

や武力攻撃が発生して、そこで初めてそういう覆されるおそれが生じて、それを防ぐための必要最小限の自衛のための必要な措置、自衛のために必要な措置という言葉も四十七年政府見解の文言と軌を一にしていますね、それができるんだと。

それが憲法九条の解釈の論理の根底なんだ、よろしいですか、その論理ですよ、論理。その論理からして、次ですね、「他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが日本国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない」というふうに言っているんですね。

ところが、昭和四十七年見解の読み直しはどういうことでしょうか。この一番上のページですね。「外国の武力攻撃」の前に、同盟国等に対するという文言を入れて、同盟国等に対する外国の武力攻撃によって、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、つまり、覆されることがあるというふうに勝手に認識することなんです。ところが、吉國長官は、日本とは別なほかの国が侵略されている、それだけの状況であれば、日本国民の、言葉は順番入れ替わっていますけれども、幸福追求の権利や生命や自由というのは侵される状態ではないと言っているんですね。

結論として、日本が自衛の措置をとる段階では

ない。昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直しというのは、自衛の措置がとれる段階でそれが限定的な集団的自衛権だと言っているんですけれども、自衛の措置はとれないというふうに言っているんですね。

中谷長官に伺います。

昭和四十七年見解を作り、決裁した法制局長官が、その作るきっかけとなった質疑で、日本以外の他国に武力攻撃が発生している、それだけの状況では日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利は根底から覆ることはないと言っているのに、それが覆ることがあるというふうに四十七年見解を勝手に読み替えるというのは、便宜的な、意図的な、恣意的な法令解釈、許されない行為ではありませんか。

○国務大臣（中谷元君） この答弁は四十七年の政府見解を出す際にお述べになったことでございますが、これまで政府は、昭和四十七年の政府見解のとおり、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆られるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものがあるとして、武力行使が容認されるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてき

ました。

これは、憲法九条の下において例外的に許容される武力行使についての考え方を整理して述べたものでありまして、その後の政府の説明もここで示された考え方に基づくものでございます。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境が変化をいたしましたして、それを踏まえて示された解釈というのは今次閣議決定されたものでございまして、このような意味で、集団的自衛権の行使が憲法上容認されるか否かという点では、あくまでも昭和四十七年の政府見解で示された基本的論理の当てはめの帰結でありまして、基本的な論理そのものの一部ではないとところでございます。

○小西洋之君 まるつきり答弁になっておりませんけれども。

今年、大臣とともに習志野第一空挺団の新年初降下を私も拝見させていただきましたけれども、昨年と続けて、一番先頭に隊長と一緒に降下してきたのはまだ十八歳の隊員だということでございます。そういう方々の命を預かっているということをやはり我々はかみしめなければいけないと思えます。

この古國長官の答弁が言っているのは、私が御説明しましたね。我が国に武力攻撃が発生したときに必要最小限度の実力の行使、自衛の措置ができるのが解釈の論理の根底で、その論理から申し

ましてと言っていますね。その論理からいって、我が国に武力攻撃が発生しない状況で日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されることはあり得ないと言っているんですよ。

昭和四十七年見解の安倍内閣の読み直し、四十七年見解の読み直しというのは、四十七年見解には二つの法理があるというふうに言っているんです。一つは、従前からあった個別的自衛権の法理です。もう一つは、限定的な集団的自衛権も法理としてそこに含まれているんだということを皆さんはおっしゃっているわけです。そんなものはありませんと言っているんです。個別的自衛権を許容するその法理をもって、その法理が存在する前提である国民の生命などが根底から覆ることなどというのにはあり得ないと。そして、日本がまだ自衛の措置をとる段階ではない、自衛の措置は認められない、憲法違反だと言っているんです。そういう答弁なんです。

もう、ちよつと時間ですのであれですけれども、大臣、こんな言葉遊びで、同盟国等に対する外国の武力攻撃というそんな言葉遊びで集団的自衛権という憲法違反の武力行使、先ほど宮崎長官がおっしゃった、宮崎元長官も、この四十七年見解の読み直しは絶対に認められないとおっしゃっていますというふうに伺っていますよ、私は。伺っているというのは、仄聞していますよ。皆さんそう

おっしゃっていますよ、元長官の方は。こんな言葉遊びで国民の憲法をじゅうりんして、自衛隊に集団的自衛権の行使を起こして、自衛隊員を戦地に送って戦死させていいんですか。自衛隊員はそのことを理解、納得できるんでしょうか。

次のページを開いていただきますと、四ページの一番下です。前日も御紹介しましたけれども、憲法九条をいかに読んでも読み切れないと書いてあるんですね、他国の防衛をやるということは。我が国は、憲法九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れないというふうに言い切っているんですね。いかに憲法九条を読んでも読み切れないと言っているのに、それを基づいて作った昭和四十七年政府見解に集団的自衛権を認めるわけじゃないですか、限定的な集団的自衛権なるものも含めて。

どうか、岸田外務大臣も、お二人よく考えていただきたいんです。もう先ほども申し上げました。四十七年見解以前には、政府見解もこう書いているのは当たり前ですよ。憲法の条文を変えない限り限定的なものを含め集団的自衛権の行使は違憲であるというのが確立した答弁でしたから。四十七年見解以前も以降もありません。この四十七年見解の読替えしか皆さんは根拠を持っていないんです。その読替えなんか許されないということ



を、この四十七年見解を作った内閣法制局長官がこれほどこっぴどみじんに、こっぴどみじんにですよ、完膚なきままにおっしゃっているわけです。

これを聞いている外務省や防衛省の記者クラブの皆さんは、まだこういうことを報道を十分されていませぬけれども、こういう世紀のスクープを報道しなければ後々キャップやデスクに怒られることになって出世できなくなっちゃうと私もひそかに心配しているんですけれどもね。

これが解釈改憲のまさに根幹なわけですよ。

大臣、よろしいですか、もう一度一言だけ答弁いただきたい。大臣は、憲法九条に限定的な集団的自衛権がひよつとしたらなんじやないかというふうにお思になっていないですか。

○国務大臣（中谷元君） 私は日本の国の防衛、安全保障を担当する大臣でございます。

我が国を取り巻く安全保障環境というのは本来に変化をし、本当に厳しくなってきたとおりまして、今後他国に対する武力攻撃があったとしても、その目的、規模、対応等によっては我が国の存立を脅かすことも現実起こり得るということで、こういった基本的論理、これは維持をいたします。そして、今の現状に合わせて考えると今回の閣議決定に至ったというところでございます。

○小西洋之君 私が申し上げているのは、七月一日の閣議決定の基本論理と新三要件、皆さんそれ

に基づけばいいんだと言っているんですけども、そこが成立していないということを言っているんですよ。基本的な論理は成立していないんですよ。なぜなら、その外国の武力攻撃という言葉の読替えが許されないことをそれを作った人たちが示しているから、新三要件によって成立していないんですよ。

遠藤周作の小説に「沈黙」という小説があります。かつて尊敬した師がキリスト教を棄教してしまつて、日本にやってきた若いキリスト教の牧師です、日本で迫害を受けて、そこから逃れる間に一瞬こういうことを考えたことがあります、もしこの世に神がいなかったら私は一体何をしているんだろう、考えたことがありました。

中谷大臣も岸田大臣も実はそういうことをお考えになつているんじゃないかというふうに思えます。ただ、大臣たちが思われる以上にもっと我々が考えなければいけない、もっとあつてはならないことは自衛隊員たちがそういうふうに思うことです。

私は、国会議員の政治生命を懸けて、この解釈改憲を必ず打倒する、二か月後には火の海となつて安倍内閣は倒壊しているでしょう、総辞職しているでしょう、それをするために民主党の党見解にもこの四十七年見解の見直しを憲法違反であることはしっかり書かせていただいております、安

倍内閣を倒閣するために全力を尽くすことをお約束をして、質疑を終わらせていただきます。

○委員長（片山さつき君） 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長（片山さつき君） ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○荒木清寛君 先週十五日に平和安全法制が国会提出をされました。昨年の五月以来、与党の協議会は二十五回、また公明党の中でもそれ以上の回数協議をしまして、今回の法案提出に至つたわけでございます。いずれ参議院に法案が回つてきましたら、私もしっかりとその質疑に参加したいと、このように思っております。

そこで、これはもう各メディアが報じますように、安全保障法制の大きな変換であることは間違いないと思えます。なぜ今、こうした大掛かりな法整備といえますか、法改正及び新法が提出されますけれども、安全保障法制の大掛かりな見直しをしなければいけないのか。午前中も日本に対して脅威があるという議論もありました。果たし

